

丸亀市未来を築く地域戦略会議について

1. 背景

出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、政府が平成26年に「まち・ひと・しごと創生」いわゆる「地方創生」の方針を打ち出したことが背景にあります。

国は、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」とそれを踏まえた今後5か年の「総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生に取り組む。

各地方公共団体は、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案し、遅くとも2015年度中に、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定し実行するよう努めるものとする。また、そのための体制を整えるため、地方においても「縦割り」や「重複」を排除し、地域における産業、雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に推進する組織として、産官学金労に加え住民代表からなる総合戦略推進組織を整備することが望まれる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年）から抜粋

2. 役割

丸亀市未来を築く地域戦略会議は、地方創生のほか将来を見据えた戦略的な行政経営に関する事項の審議及び提言に関する事務を担当するために設置した市の附属機関です。主に国の地方創生に基づいて策定した「丸亀市未来を築く総合戦略」に関する審議、進行管理等を行うほか、令和6年度には、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した「丸亀市未来を築く総合戦略」の改訂を行います。

丸亀市附属機関設置条例

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	定数	任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
市長	丸亀市未来を築く地域戦略会議	地方創生のほか将来を見据えた戦略的な行政経営に関する事項についての審議及び提言に関する事務	20人以内	2年	(1) 学識経験者 (2) 公共的団体等の構成員 (3) 公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室

3. その他

会議は、原則公開（会議の傍聴）し、会議の内容は市HP等で公表します。

— 略 —

（会議の公開の原則）

第3条 附属機関の会議は、これを公開する。

— 略 —

（会議の傍聴）

第7条 何人も公開された附属機関の会議を傍聴することができる。

（会議録）

第8条 附属機関の会議については、会議録を作成するものとする。

— 略 —

丸亀市附属機関会議公開条例から抜粋

【会議録】 ※平成 27 年度の設置以降、令和 4 年度までの会議録を公開しています。



丸亀市 HP（丸亀市未来を築く地域戦略会議）